

平泉惣別当に関する基礎的考察

平 雅 行

はじめに

本稿は、鎌倉時代の中尊寺・毛越寺に関する基礎的事実を確認することを目的とする。その基礎的事実とは、第一が良禪・良信を平泉惣別当と認定してよいかという問題であり、第二が弘長二年（一二六二）四月一日座主下知状（陸奥仙岳院文書・瑠璃光院文書、『平泉町史 史料編一』二七号、以下「弘長二年座主下知状」「座主下知状」と略称、また『平泉町史 史料編一』所収の史料は『平泉』二七号と略記）の史料の信憑性についてである。以下、具体的に二つの課題について説明しておこう。まずは第一の平泉惣別当から。

平泉惣別当は源頼朝による奥州征討の際に設置され、中尊寺・毛越寺など平泉の諸寺院を統治したものである。寺領五百町から八百町のうち、百町余りが鎌倉在住の惣別当の得分となっており、幕府による奥州支配の苛酷さと、その「植民地支配」的性格を象徴的に示している。平泉惣別当について、もっとも重要な業績は遠

藤巖氏の論考「平泉惣別当譜考」である。⁽¹⁾遠藤氏は、諸史料を子細に検討して平泉惣別当の権能を明らかにするとともに、鎌倉時代の歴代惣別当を次のように復元した。

- (1)密蔵房賢祐、(2)理乘房印鏤、(3)僧正坊定豪、(4)僧正坊定親、(5)宰相法印最信、(6)越後助法印盛朝、(7)法印実助、(8)備前助僧都春助、(9)阿闍梨定助、(10)阿闍梨朝宗、(11)憲政、(12)朝演

これによって、平泉惣別当の全体像を容易に俯瞰することが可能となった。その点で、遠藤氏の研究は高く評価されてよい。事実、大石直正氏は『平泉町史』総説で、遠藤氏の復元を全面的に支持したし、『日本歴史地名大系』「中尊寺」の項も、遠藤説にのっとって、平泉惣別当の歴代を記している。⁽²⁾

一方、私は、一連の幕府仏教研究のなかで、北条氏出身の僧侶、および鎌倉で活動した山門僧の事蹟を検討した。そして、遠藤氏の研究に導かれながら、平泉惣別当として実助・春助・定助・朝宗・盛助や、良信・良禪・最信の事蹟に触れた。⁽³⁾そこでは定豪・定親に代わって良信・良禪を惣別当としたが、結論を記しただけで、私が遠藤説を採用しなかった根拠をきちんと説明していない。そのこともあって、私見は必ずしも十分に受け止められなかった。佐藤健治氏は私見と同じ立場を表明しているものの、鈴木亜紀子・菅野文夫氏は、定豪・定親を平泉惣別当とする遠藤説を今なお支持している。⁽⁴⁾

こうした研究状況からすれば、賢祐・印鏤の後の惣別当を、定豪・定親と考えてよいのか、それとも良禪・良信説を採用すべきかについて、きちんとした検討を行うことが必要なはずだ。特に、平泉惣別当が二人併置されたのは、良禪・良信だけの特殊事例である。そのため、こうした異例の補任方法が採られた歴史的事情を明らかにすることも求められよう。これが本稿の第一の課題である。

本稿の第二の課題は「弘長二年座主下知状」の史料批判である。この史料は、佐々木邦麿氏によって紹介されたが、後世の写であるため誤脱も多く、その史料的人格を見極めることは、なかなかむずかしい。近年、佐藤健治氏は論文「平泉惣別当体制と中尊寺衆徒・毛越寺衆徒」を発表し、①平泉惣別当は弘安年間に毛越寺に対する支配権を喪失して毛越寺別当が別立された、②これを機に、平泉では寺僧の自治が認められ、寺僧から選ばれた権別当が寺院運営を主導した、と論じた。これは平泉惣別当の研究を前進させる優れた論考であるが、そこにおいて佐藤氏は、「弘長二年座主下知状」を大きくとりあげて、平泉惣別当体制が瓦解する歴史的背景を説明している。しかし、本史料はその内容からして、とうてい鎌倉時代のものとは考えがたい。「弘長二年座主下知状」にどのような難点があるのかを検討することで、その史料的人格を見極めたい。

そこで、第一章・第二章では良禪・良信の平泉惣別当補任について検討し、第三章で「弘長二年座主下知状」を取り上げることにする。

第一章 良禪・良信と遠藤巖説

本章では、平泉惣別当定豪をめぐる遠藤巖氏の見解を検討したい。遠藤氏は、建保五年（一一二七）六月に印鏡が改易された後、定豪が平泉惣別当に任じられ、それを嫡弟の定親が相承したと考えている。この想定には二つの難がある。(a)円隆寺梵鐘銘『平泉』二四号の理解と、(b)文永九年六月二十九日関東下知状『平泉』二九号、以下「文永九年関東下知状」と略称)の「先別当僧正坊」をめぐる説明である。まずは前者(a)から。

貞応三年（二二三四）の円隆寺梵鐘銘写は、次のように記している。⁽⁵⁾

（鐘銘略）

貞応三年（歲次日中）三月日 鑄師大和法安

両寺別当権少僧都良信

両寺別当二位禪師良禪

大法師奉行宗円

このように、良信・良禪を「両寺別当」と明記している。遠藤氏はこの「両寺別当」を惣別当と解しうる可能性に言及しながらも、最終的にそれを否定して惣別当を定豪とし、良信・良禪の二人を惣別当配下の「奉行」と解した。鈴木・菅野両氏もこの見解を支持しているが、残念ながらその理解には従えない。

第一に、「両寺別当」は平泉惣別当そのものである。たとえば、建治二年（一二七六）に「平泉両寺別当」（最信）が平泉の光勝寺供僧職の相続を認可しているが（『平泉』三〇号）、佐藤健治氏が指摘したように、これは惣別当の権能である。また、弘長元年（一二六一）に「両寺権別当」が「両寺貫首」の息災延命のため経蔵文殊講油島への寄進を認可しているし（『平泉』二六号）、「文永九年関東下知状」には「中尊・毛越両寺雑掌」が出てくる。つまり中尊寺・毛越寺を中心とする平泉諸寺を統括するのが「両寺別当」「両寺貫首」であり、その下に「両寺権別当」や「両寺雑掌」が置かれていた。円隆寺梵鐘銘にみえる「両寺別当」が、平泉惣別当であることは明らかである。

第二に、大蔵卿僧正良信（一二七三～一二五三）は一二二〇年代の鎌倉山門派の第一人者である。東国仏教界の

頂点にたったのが鶴岡八幡宮別当定豪であり、勝長寿院別当良信はナンバー2の位置にあり、二人はそれぞれ鎌倉真言派・鎌倉山門派の代表であった。遠藤氏は良信を惣別当定豪配下の「奉行」と解したが、定豪が自分の弟子を差し置いて、ライバルの山門僧良信を「奉行」に任じるとは考えがたい。⁽⁶⁾

第三に、遠藤氏は『吾妻鏡』嘉禎元年六月二十九日条に登場する「大納言法印良全」と、良禪とを同一人物と考え、良禪が定豪の配下であったと推測している。確かに良全は定豪配下の僧侶であるが、良禪とはまったくの別人である。良全法印権大僧都(二一九四～二二五九)は関白近衛基実の孫であり、栗田口大納言忠良と徳大寺実定女との間の子である。仁和寺系の東密僧であったが、後に小野流の光宝から伝法灌頂をうけた。法眼から権少僧都、さらに権大僧都への昇任はいずれも定豪の配慮によるものであり、遠藤氏が推測したように、定豪と良全とは広い意味での恩顧関係にあつた。⁽⁷⁾

一方、良禪は九条兼実の孫であり、太政大臣良平の子である。青蓮院良快の弟子であり、慈円の孫弟子にあたる。九条家出身の貴種であり、山門僧でもある良禪は、定豪が「奉行」として駆使できるような存在ではない。

第四に、これが決定的に重要であるが、良信も良禪も奥州に来ていない。良信は鎌倉で活動していたし、良禪に至っては京都に滞在しており、いまだ鎌倉にすら参向していない。良禪が鎌倉で活動するのは寛元三年(二二四五)・四年のことであつて、円隆寺梵鐘銘に「両寺別当二位禪師良禪」と記されてから二〇年以上も後のことである。しかも良禪に付された「禪師」とは、彼が延暦寺戒壇で受戒を遂げていないことを物語っている。「今日南京受戒云々、長尾禪師今暁出京」「覚意禪師同入他門、不_レ及_二登壇受戒_一而逝去畢」「慈深禪師_一未_二受戒_一之上者、不_レ及_二受法之沙汰_一」とあるように、顕密仏教の世界では、出家得度しただけで、いまだ

受戒していない僧侶を「禪師」と呼んでいた。⁽⁸⁾つまり良禪は貴種とはいえ、顕密僧として一人前でなかった。それだけに、良禪は京都で修学の日々を過ごしており、嘉祿三年（一二二七）五月に最勝講聴衆を勤仕したのが彼の公請の初見である。そしてその後、天台二会講師や三講の講師・證義を歴任し、仁治二年（一二四一）には四条天皇の護持僧となった。このように良禪は寛元三年まで一貫して京都で活動したし、貞応三年段階では受戒すら済ませていない。

ちなみに、遠藤巖氏や菅野文夫氏は、「二位禪師良禪」の「禪師」を「律師」の誤記と解しているが、その理解は当たらない。良禪は嘉祿三年に最勝講聴衆を勤仕しているので、円隆寺梵鐘銘から三年後の時点で彼の僧官位は大法師である。しかも良禪は大法師↓已講↓法眼↓法印↓権僧正と昇任しており、律師のポストを経験していない。⁽¹⁰⁾それゆえ、「律師」の誤記説は成り立たない。

平泉物別当は鎌倉に在住していたため、代官・奉行を現地に派遣して平泉諸寺院を管理・運営させた。しかし、円隆寺梵鐘銘に「両寺別当二位禪師良禪」と記された時点で良禪は、奥州はもとより鎌倉にすら参向していない。京都の良禪、鎌倉常住の良信を「奉行」に任じて、職責を果たさせることは不可能である。円隆寺梵鐘銘に関する遠藤氏の説明は成り立たない。

遠藤説に関するもう一つの問題は、(b)「先別当僧正坊」についての解釈である。「文永九年関東下知状」(『平泉』二一九号)によれば、小山薬師堂免田をめぐって物別当と衆徒が争っている。

一 小山薬師堂免田参町事

右、如^(中原)衆徒所進掃部頭親能建久二年十一月十五日奉書案并前別当密藏坊同年同月十八日施行・隆近(行

朝文〕^(天カ)□福二年二月八日讓狀等者、件免田者、衆徒行朝相伝之由所見也、而雜掌帶^ニ建保・延応寺領給人

注文、彼免田者、自^ニ先別当僧正坊之時、宛^ニ給坊人、經^ニ年序^ニ之旨、雜掌雖^レ申^レ之、建保注文者、為^ニ以
往状^ニ之間、所見不^ニ分明、延応注文者、光契僧都以^ニ此状、不^レ可^ニ指南^ニ之由、載^ニ奥書^ニ之間、不^レ足^ニ証拠^ニ
歟、加之、坊人知行年紀事、於^ニ引付之座^ニ問答^ニ之處、当別当押領之後十八箇年之由、衆徒令^レ申^ニ之處、雜
掌陳詞不^ニ分明、然則件免田者、行朝如^レ元可^レ令^ニ領知^ニ也、

文永九年(一二七二)段階で衆徒は、寺僧行朝が相伝した薬師堂免田を惣別当が押領していると非難し、行朝への返付を求めた。それに対し惣別当は、①「先別当僧正坊」の時代から、薬師堂免田を坊人に宛行っており、そのことは「建保・延応寺領給人注文」で明らかである、②知行年紀法からして、坊人への宛行を改変する必要がある、と反論している。

この「先別当僧正坊」が平泉惣別当であることは意見が一致しているが、遠藤氏はこの「先別当僧正坊」を定豪と定親の二人と想定した。定豪は嘉禎四年(一二三八)九月に死没しており、延応年間(一二三九〜四〇)の「寺領給人注文」が定豪時代のものではあり得ないからだ。しかし、定豪・定親の二人の人物を一括して「先別当僧正坊」と呼ぶだろうか。「前々別当僧正坊」^(定豪)の時代においても、また「前別当僧正坊」^(定親)の時にも、小山薬師堂免田は坊人に宛行われていた、と述べれば済む。「先別当僧正坊」を定豪と定親の二人と解するのは相
当な無理がある。

では、「先別当僧正坊」とは誰を指すのか。この人物は、^(a)文永九年六月段階で、僧正と呼びうる人物であり、^(b)建保年間(一二三三〜一九)に鎌倉で活動していた人物であり、^(c)延応年間に鎌倉で活動している人物で

もある。この三つの条件を満たす者はいったい誰か。

まず、①鎌倉で活動した僧侶で、文永九年六月までに僧正となった者は、栄西・定豪・嚴海・良瑜・実賢・良恵・成源・快雅・良信・印円・良禪・道慶・猷尊・道禪・隆弁・頼兼・良基の一七名がいる。さらにここに、鎌倉から追放後に僧正に任じられた定親を加えると、一八名となる。この一八名のうち、②建保年間に鎌倉で活動していたことが確認できるのは、栄西・定豪と良信の三人だけだ。では、③延応年間はどうか。栄西は建保三年(一二二五)七月に七五歳で亡くなり、定豪は嘉禎四年(一二三八)九月に八七歳で死没。良信は建長五年(一二五三)五月に八一歳で亡くなっている。つまり、延応年間(一二三九～四〇)に鎌倉で活動していたのは良信だけであり、良信だけが①②③の三条件を満たしている。「先別当僧正坊」を定豪・定親の二人と解さなくても、良信と考えれば容易に史料理解が可能だ。

そこで、良信を平泉惣別当としてよいか、諸史料をもとに改めて検証してみよう。第一に、先述のように、貞応三年(一二二四)の円隆寺梵鐘銘に、「両寺別当権少僧都良信／両寺別当二位禪師良禪」と記されており、良信と良禪が奥州平泉惣別当であったことが明らかである。

第二に、「文永元年閏東下知状」(『平泉』二八号)は、次のように記している。

如_二凶書允清定承久元年六月十八日奉書_一者、平泉中尊寺住僧四人、依_二別当法橋之訴訟_一、遂_二対決_一之処、
無_レ指罪科_一之間、給_二身暇_一、所_レ被_二下遣_一也、如_レ元可_レ令_二安堵_一云々者、

つまり承久元年(一二二九)六月十八日付けの清原清定奉書によれば、中尊寺住僧四人が「別当法橋」から訴えられて鎌倉に召喚されたが、幕府法廷での審議の結果、住僧たちの罪科が否定され安堵された、という。寺僧

を幕府に告発した「別当法橋」は平泉惣別当と考えられるが、この人物は誰であろうか。

まず、「図書允清定承久元年六月十八日奉書」に「別当法橋」と記されているので、この人物は承久元年段階で法橋であった。ところが、定豪は元暦二年（一一八五）五月に法橋に叙され、建仁三年（一二〇三）五月に法眼、承元三年（一二〇九）五月に法印に叙されている。⁽¹¹⁾ 承久元年段階の定豪は法印なので、この「別当法橋」を定豪と解することは困難である。

一方、『阿婆縛抄』所収の『五壇法日記』は次のように記す。⁽¹²⁾

建保四年関東五壇法

忠快法印権大僧都、実暁法眼、快智律師、為範律師、良信法橋（山門一流）

建保四年（一二二六）に鎌倉で五壇法が行われ、そこで「良信法橋」が脇壇を勤仕している。また『吾妻鏡』承久三年（一二三二）五月二十七日条によれば、承久の乱の戦闘を目前に控えた幕府が「大蔵卿法橋良信」らに戦勝祈禱を命じた。建保四年から承久三年まで良信の官位は法橋であった。承久元年に中尊寺住僧四人を訴えた平泉の「別当法橋」は、良信と考えてよい。

第三に、「文永九年関東下知状」によれば、「延応寺領給人注文」について「延応注文者、光契僧都以此状、不_レ可_二指南_一之由、載_二奥書_一之」とある。光契僧都が、「延応寺領給人注文」は不正確で当てにならない、と奥書に記していたというのだ。この光契は延暦寺出身の僧侶である。

光契の生没年は不詳だが、三事兼帯の能吏・藤原重方の孫であり、忠方の子である。叔母が葉室光雅（一一四九～一二〇〇）に嫁いで光親を生んでいるので、光契は葉室光雅か、光親の猶子となって「光」の一字をもら

ったと考えられる。建暦元年(一二二一)四月に妙法院実全が尊性に伝法灌頂を受けた時に、讚衆の一人として出仕したのが史料的な初見である。建保二年(一二二四)正月には慈円の法華法、十二月には梶井門跡承円による安鎮法の伴僧をつとめ、承久二年(一二三〇)十一月、覚審から承澄への伝法灌頂の讚衆をつとめている。⁽¹³⁾その後、京都の記録から光契の名が消える。後鳥羽院の側近であった葉室光親が、北条義時追討の院宣を発し、その責任を問われて承久の乱後に処刑された。そのことが影響したと思われる。そして、次に登場するのが、平泉の「延応寺領給人注文」についての「光契僧都」の記事である。これは光契が延応年間に、平泉の両寺権別当もしくは奉行として現地で寺領支配に関わっていたことを物語っている。

残念ながら、光契と良信とを直接結びつける記事は存在しない。しかし、良信の師である忠快と光契は梶井門跡承円の伴僧仲間であったし、⁽¹⁴⁾光契が伝法灌頂の讚衆をつとめた承澄は、忠快の嫡弟の地位を良信と争った人物である。恐らく光契は承久の乱後、忠快を頼って鎌倉に赴き、やがてその弟子良信の腹心となったのである。光契一族は能吏を輩出しており、光契も実務に明るかったと思われ、それが「延応寺領給人注文」に関するメモとなっている。また、光契の実子の良顕は、良信の弟子となって勝長寿院供僧になったと考えられる。⁽¹⁵⁾以上のように、延応段階の平泉惣別当の腹心は山門派の光契であり、彼は忠快を介して良信とつながる。この点からしても、延応段階の惣別当は良信と考えるべきである。

第四に、「文永九年関東下知状」(『平泉』二九号)では、惣別当(最信)方の雑掌が「先別当僧正坊」の時代から小山薬師堂免田を坊人に宛行ってきた、と述べている。⁽¹⁶⁾先述のように、この「先別当僧正坊」は良信を指している。平泉惣別当は良信―最信の順で継承された。

第五に、「文永元年関東下知状」によれば、寺僧側が惣別当の堂塔修理怠慢を非難したところ、別当方は「両方数十字堂塔、前々別当之時、破壊顛倒畢」と述べ、「前々別当修理分者、当時不_レ相違、所_レ加_二修理_一也」と反論している。つまり、堂塔数十字の破壊は、別当最信の「前々別当」の怠慢によるものであり、「前々別当」が修理した分は今でもきちんと修造していると主張し、堂舎破壊の責任を、別当最信の「前々別当」に押しつけている。堂塔顛倒の責任を前別当ではなく、前々別当に押しつけたのは、今の別当(最信)と前別当(良信)とのつながりが深いからだ。

同様に「文永元年関東下知状」によれば、別当の堂塔修理怠慢に関して、「当別当不_レ相_二違僧正之時_一、令_二興隆_一之由、令_レ取_二衆徒状_一」という。つまり、今の別当(最信)が「僧正之時」と違わず堂塔興隆に尽力しているとの「衆徒状」を惣別当側が強引にとつたのだ。「僧正之時」とは良信が別当であった時代を指しており、これまた、最信の前別当が良信であったことを傍証している。

以上から、①良信が建保(一二三〇〜一二三九)から延応年間(一二三九〜四〇)まで平泉惣別当を務めた、②平泉惣別当最信の前任は良信であった、と結論することができる。ところで『吾妻鏡』建長五年(一二五三)五月十六日条によれば、死没直前の良信に代わって最信が、幕府より勝長寿院別当に任じられている。恐らく同じ時に、平泉惣別当も良信から最信に譲られ、幕府がそれを承認したと考えてよからう。

小括すれば、建保年間から建長五年五月までの平泉惣別当が良信であり、その跡を譲られた最信は、建治三年(一二七七)六月に改易されるまで、平泉惣別当を務めたのである。次章では、良信・良禪が平泉惣別当に任じられた理由について考察したい。

第二章 良信・良禪と平泉惣別当

第一節 良信と良禪

鎌倉幕府は、なぜ良信を平泉惣別当に補任したのか。ここで留意すべきは、貞応三年（一二二四）の円隆寺梵鐘銘に「両寺別当権少僧都良信／両寺別当二位禪師良禪」と記されていた事実である。このことは、良信が平泉惣別当であった時、良禪禪師も平泉惣別当であったことを物語っている。しかし、一般に平泉惣別当は一人であって、二人が同時に惣別当に任じられていたのは、この事例以外に存在しない。他の寺院においても、同様の例は思い浮かばない。この二人を、惣別当配下の「奉行」とする理解がなかなか消えないのは、別当二人という在り方が異例だからだ。そこで良信・良禪の二人について改めて検討し、その上で、なぜ惣別当二人という異例の体制がとられたのかを考えることにしたい。

良信（一一七三～一二五三）は大藏卿藤原長成の孫で、長信の子である。祖父長成の大藏卿を公名とした。伯父の能成は、長成と常磐御前との間の子であり、源義経の同母弟ということになる。建保四年（一二二六）に忠快が鎌倉で行った五壇法脇壇を勤めたのが史料的な初見である。承久の乱では円意（寺門）、定豪（東密）、道禪（寺門）らとともに幕府の祈禱を担当した。貞応三年（一二二四）八月には勝長寿院別当に補任され、これ以降、鎌倉末まで勝長寿院別当は山門派によって継承されることになる。将軍九条頼経の護持僧となり、頼経のために寛元元年（一二四三）・二年に五壇法脇壇を勤め、頼経の病悩では延応元年（一二三九）に薬師護摩、寛元三年に七壇

薬師修法脇壇を修している。寛元二年・三年には將軍頼嗣の不例で十壇閻魔天供や冥道供を行ったし、天変や祈雨の祈禱でも活躍した。また寛喜二年(二三〇)の勝長寿院三重塔の供養、寛元元年の鎌倉大仏、寛元四年の信濃善光寺の供養で導師をつとめ、執権北条経時が出家した時にはその戒師となっている。

良信の師は台密小川流の祖・忠快である。忠快(二五九〜二二七)は平教盛の子で、清盛の甥にあたる。文治元年(一一八五)壇ノ浦の戦いで捕虜となって伊豆に流罪となったが、文治五年に赦免されて京都に戻った。ところが、建久六年(一一九五)源頼朝に見込まれ、頼朝に供奉して鎌倉に下向。その後、鎌倉と京都を往還しながら幕府祈禱に携わった。この忠快は、鎌倉に正統の密教修法を導入した最初の人物である。

良信と承澄とがその主な弟子であるが、『阿婆縛抄』によれば、①良信よりも承澄の方が優れていたため、嫡弟の地位を承澄に奪われた。②そこで良信は入宋しようと鎮西まで行ったが、鎌倉殿の慰留により入宋を断念した。③その影響で良信の門流は九州にもいた、⁽¹⁷⁾という。『阿婆縛抄』は承澄とその門下が撰述したものであるので、話半分に聞き流すのが適切だろう。忠快と承澄の二人は京都と鎌倉を往還しながら活動したのに対し、良信は伝法灌頂の時以外は鎌倉で活動を続けた。京都の小川御所が忠快から承澄に譲られたため、承澄門流は忠快の嫡弟が承澄だと主張したが、良信は忠快の代理として鎌倉で大きな地歩を築いた。いわば、京都の嫡弟が承澄であり、鎌倉での嫡弟が良信である。

台密の「師資相承血脉」によれば、良信には灌頂の弟子が「四十人」おり、具体的に「雲信〈改三円源〉」「親源右衛門督」「最信宰相」「雅賢宮内卿」「性範民部卿」「性淵〈極楽房〉」「禅信帥」「俊承大夫」「静宴中納言」「良明三位」「良意」の一一名が挙げられている。⁽¹⁸⁾このうち、幾人かはその足跡をたどることができ、鎌倉で

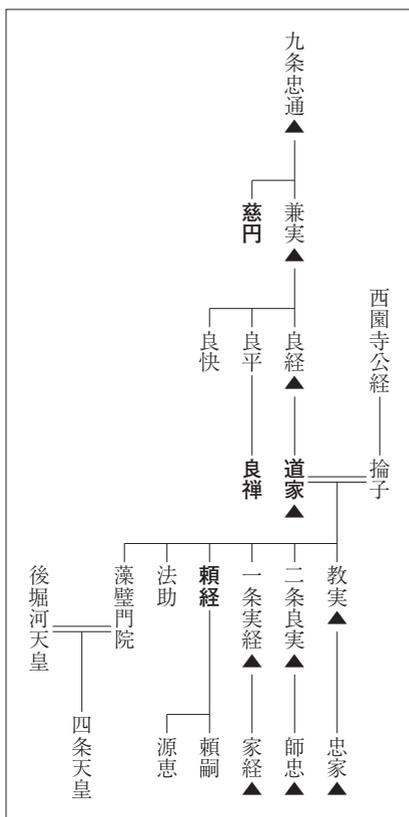
活動した者も多い。

まず、最信法印権大僧都は足利義氏の子であり、泰氏の兄弟に当たると見られる。生没年は不詳。今川氏の祖である今川国氏の実父でもある。建長五年（一二五三）死没直前の良信の跡を継いで勝長寿院別当に補任された。既述のように、この時に平泉惣別当も譲られたはずだ。祈禱関係の記事は多くないが、文応元年（一二六〇）八月、宗尊親王が赤痢となった時に七座法を勤仕したし、飛鳥井雅有『隣女和歌集』には、日蝕祈禱で験のあった最信と雅有との贈答歌が収載されている。¹⁹中尊寺・毛越寺衆徒の訴えにより、建治三年（一二七七）六月に平泉惣別当を改易された。

次いで、親源は中納言藤原親兼の孫であり、参議水無瀬信成の子である。祖父親兼の右衛門督を公名とした。父の信成は後鳥羽院の命によって坊門忠信の猶子となり、坊門家の嫡流となったが、承久の乱で失脚した。寛元二年（一二四四）から三年に青蓮院の慈源・公源のもとで、伴僧などをつとめた親源法眼なる人物がいるが、これが良信の弟子の親源であると思われる。鎌倉では建長五年（一二五三）に祈雨祈禱を行った。²⁰

良明・静宴・禅信・俊承・雅賢らも鎌倉で活動している。康元元年（一二五六）十二月、頼朝法華堂前からの火事で勝長寿院が類焼した。別当最信は幕府の支援をうけて再建に当たり、正嘉二年（一二五八）六月に勝長寿院の修造供養を迎えることになる。『吾妻鏡』によれば、その間「三位律師良明」「帥阿闍梨禅信」は、「寺奉行」として勝長寿院諸堂の造営計画を北条重時・朝直・政村らと打ち合わせている。良明と禅信は勝長寿院の「寺奉行」となり、側近として別当最信を支えたのである。そして正嘉二年（一二五八）六月の勝長寿院の再建供養では、権律師良明・権律師静宴・阿闍梨禅信といった良信門下が職衆に請定された。²¹また、弘長元年（一

図1 九条家の略系図



(注) ▲は摂関の経験者。ゴチは本稿に関係深い人物。

二六〇二月の鶴岡大仁王会では、俊承権少僧都と永福寺供僧の雅賢権少僧都が出仕している。俊承には「勝長寿院法印弟子」と割注があるので、良信の没後、俊承が最信法印の弟子になったことがわかる。²²⁾このように、良信門下の多くは最信の弟子となって、鎌倉で活動を続けたのである。

次いで、「阿寺別当二位禪師良禪」について、みてみよう。良禪本覚院僧正(？)一二五七)は関白九条兼実の孫であり、太政大臣良平の子である(図1)。「二位禪師」の「二位」とは、当時、父の良平が二位権大納言であったことによる。父が左大臣にのぼると、公名を「左大臣」に改めた。九条道家の従兄弟に当たり、その猶子となっており、嘉禎四年(一二三八)には「御猶子」として道家の出家に参仕している。「華頂要略 中絶門跡」本覚院の項によれば、良禪について「改三道禪」とある。初名の道禪は、道家から「道」をもらったとも

考えられよう。⁽²³⁾ 青蓮院良快の入室の弟子と思われ、良快と同様に顕密を兼修した。時期は不明ながら、知法の学僧である慈賢から台密の伝法灌頂を受けている。良快の死を看取って本覚院を相承したし、父良平が創建した成恩院の別当となった。今のところ、貞応三年(一二二四)の平泉惣別当がその初見史料である。寛喜元年(一二二九)に天台二会講師、貞永元年(一二三二)に延暦寺霜月会の探題を勤めた。暦仁二年(一二三九)に四条天皇護持僧に補任され、寛元元年(一二四三)には大宮院(後嵯峨中宮)の御産祈禱で金輪法を修したし、九条道家のため五壇法脇壇をつとめている。寛元二年五月まで京都で活動していたことが確認できるが、寛元三年十月には鎌倉で、九条頼経のために天変祈禱を行った。さらに、頼経御願の如法經十種供養・報恩舍利講・尊勝陀羅尼の供養導師を勤め、寛元四年四月に頼経のために五壇法中壇を勤仕しているが、これを最後に鎌倉での活動記事が消える。⁽²⁴⁾ 恐らく同年七月に頼経とともに帰洛したのであろう。帰洛後は日吉社別当に任じられ、大宮院の御産祈禱を行ったほか、崇徳院御影堂領をめぐって相論している。

第二節 平泉惣別当の二人体制

以上を踏まえて、本題に入ろう。鎌倉幕府はなぜ良信と良禪とを平泉惣別当に補任したのでだろうか。衆徒の強い要求で惣別当印鏡が解任された経緯からすれば、中尊寺・毛越寺衆徒と関わりの深い延暦寺系の人物を後任に据えようと考えたのは自然な選択である。

これまで両寺は山門僧と関わりが深かった。誉田慶信氏らが指摘するように、⁽²⁵⁾ 天治三年(一一二六)の中尊寺・釈迦堂供養で唱導をつとめた相仁已講や、文治五年(一一八九)源頼朝に堂塔と寺領の安堵を求めた源忠已講は、

いずれも山門僧である。このうち、相仁已講は一時的に平泉を訪れただけであるが、源忠已講は平泉に定住した。

源忠は摂政関白藤原師実の孫であり、宮内卿忠長の子である。仁平四年(一一五四)に高陽院の彼岸懺法に、請僧六口の一人として参仕したのが史料の初見であり、応保二年(一一六二)には御斎会の番論義をつとめた。その後、永万元年(一一六五)まで毎年、法勝寺八講の聴衆を勤仕している。仁安四年(一一六九)尊勝寺灌頂では大阿闍梨明雲のもとで讚衆をつとめ、同年、天台二会講師の請をうけた。しかし何があったか、八月にそれを辞し、以後、京都の記録から消える。⁽²⁶⁾心機一転、奥州に赴いたのであろう。『吾妻鏡』文治五年九月十一日条は「平泉内寺々住侶源忠已講」と記しており、源忠が平泉の「住侶」となっていたことが分かる。

源忠が心蓮大法師・快能らと共に、頼朝に対して平泉の堂塔・寺領の保護を求めたこと、また平安末の地方寺院の住僧としては珍しい已講の官位を保持していたことからして、源忠は平泉では相当有力な僧侶であったはずだ。一方、幕府が印錢の改易を平泉衆徒に通知した際に、寺僧に「帰寺」を促している(『平泉』二八)。衆徒の印錢改易要求が相当厳しいものであったことがうかがえる。その点からすれば、平泉に山門系住侶が多いことを配慮して、鎌倉幕府が印錢の後任に山門僧を選ぶというのは合理的な選択である。しかも良信は名僧忠快の弟子であり、且つ法橋であり、さらにその世系は源義経ともゆかりがある。平泉の僧侶を十分納得させられる人材だ。

とはいえ、やはりこの人事は異例である。第一に、平泉惣別当の二人併任はこの事例だけであって、以前にも以後にも、こういう例は存在しない。しかもこの二人には師弟関係があるわけでもない。梶井系(良信)と青

蓮院系(良禪)の違いもあって、これまで二人が接点をもった形跡もない。第二に、良禪は「二位禪師」と記されており、彼は延暦寺でいまだ受戒をすませていない。恐らく年齢は十代前半だろう。しかも彼は、鎌倉にやってくるのがないし、これまで幕府と関わりをもったこともない。

こうしてみてくれば、良禪の補任の方が異例であろう。貞応三年(一二三四)段階で、未受戒、京都在住、十代前半の良禪と、五二歳で鎌倉での祈禱実績のあった鎌倉山門派の第一人者良信権少僧都とは、良禪の補任の方がはるかに不可解だ。なぜ鎌倉幕府は、京都在住で未受戒の少年を平泉惣別当に補任したのか。どのようを考えても、これは通常あり得ない人事である。とすれば、この人事の背後には、あり得ない事態が発生していたと考えるしかない。それが建保七年(一二一九)正月の將軍実朝暗殺事件ではないか。

將軍実朝が暗殺されると、幕府は二月十三日に二階堂行政を京都に派遣して、後鳥羽院の子である雅成親王か、頼仁親王を將軍に迎えたいと要請した。北条政子と卿二位兼子との間での前年の合意を踏まえた申し出である。ところが後鳥羽院は、自分の息子が京都・鎌倉に並び立つことを嫌って、一転拒否した。一方、後鳥羽は摂関家の子であれば容認するとの意向を示したので、幕府は三月十五日に北条時房を上洛させ、左大臣九条道家の子である教実を迎えたいと提案した。道家とその妻(西園寺公経女)はいずれも源頼朝の同母妹の孫にあたり、源氏の血を引いているからだ。問題は道家夫婦のどの子を選ぶかであったが、西園寺公経の働きかけもあって、公経が養育している三寅(頼経、二歳)に白羽の矢が当たり、六月三日にそれが正式決定した。

とはいえ、近衛基通は三寅が將軍となることを道家の恥と評しており、京都ではこうした空気も強かった。そうしたなかで、摂家將軍の実現に積極的であったのが、西園寺公経と慈円である。特に慈円は、摂家將軍の

登場を天照大神・八幡大菩薩・春日大明神たちの意思と捉えており、將軍実朝の死も春日大明神の計らいとまで考えている。⁽²⁸⁾幕府にとって、摂家將軍実現のうえで最も頼りになったのが慈円であった。そして実際、三寅の護持祈禱はこの後、慈円をはじめとする青蓮院門跡が担ったし、鎌倉幕府は慈円に対し祈禱料所(備中国大井庄)を寄進して、三寅の護持祈禱を恒常化させている。⁽²⁹⁾

一方、慈円―良快―良禪とあるように、良禪は慈円の孫弟子である。慈円の甥が良快であり、良快の甥が良禪であって、良禪は九条家で慈円の法流を継承する人物でもある。良禪の登用は、慈円と幕府との話し合いのなかで決まった、とみるべきだろう。良禪のような未受戒の少年を幕府が知っていたとは考えにくい。つまり北条時房と慈円との協議のなかで、摂家將軍と抱き合わせで、九条家出身の將軍護持僧のプランが浮上したのではあるまいか。摂家將軍を実現させるため、慈円と九条道家に対する幕府側の配慮が良禪の平泉惣別当就任であった。

こう考えた場合、ネックとなるのが時間的な窮屈さである。前述のように、平泉惣別当良信と中尊寺住僧との裁判が同年六月十八日に決着をみている。建保七年三月十五日の時房の上洛、慈円との話し合い、良禪・良信の惣別当補任、良信による中尊寺住僧の指弾と鎌倉召喚、そして幕府での裁判の決着が六月十八日についてというのは時間的に相当きびしい。平泉惣別当であった理乗房印鏡が建保五年(一一二七)六月に改易されたことからすれば、その時点で良信が惣別当に補任され、建保七年三月―五月の段階でさらに良禪を惣別当に任じたと考えるべきだろう。

ただし印鏡と寺僧との激しい確執の後であっただけに、良信―両寺権別当による統治はなお不安定であった。

そのため良信は、敵対的な張本の僧を幕府に訴えるという強硬手段をとっている。それだけに幕府は、良信を惣別当に留まらせて平泉諸寺の安定化を図らせ、良禪を名目上の惣別当とした。良禪と良信とは三〇歳以上の年齢差があったし、未受戒の僧と鎌倉山門派の第一人者という違いもある。しかも平泉惣別当は得分が多い。そのため、二人別当という異例の体制をとることができたのだ。そもそもこれは、鶴岡八幡宮別当による將軍暗殺という非常事態を乗り切るための緊急避難的措置である。良信が不満を漏らせようはずがない。そして幕府は貞応三年（一二二四）八月に良信を勝長寿院別当に任じて、無理を聞き入れた良信に報いたし、その官位も、法橋から権少僧都・法印と瞬く間に昇任している。⁽³⁰⁾

ちなみに円隆寺梵鐘銘によれば、良禪・良信のほかに「大法師奉行宗円」なる人物がみえる。この宗円は建保五年（一二二七）・六年に、青蓮院良快が御産祈禱の七仏薬師法を修した際、伴僧として参勤した比叡山東塔の「宗円」と同一人物ではなからうか。⁽³¹⁾つまり東塔の住山僧宗円は平泉惣別当良禪の「奉行」として、良快・良禪に命じられて現地に派遣された、と考えられる。良信による統治が継続するなかにおいて、良禪は宗円を奉行として現地に派遣して、自分の意向を代弁させたのである。

では、良禪の惣別当職はどうなったのか。良禪は修学と公請実績を積むことを優先して京都に留まった。九条家出身僧や、九条家に仕えた多くの顕密僧が頼経護持のために鎌倉に行っており、良禪の派遣を急ぐ必要はなくなっていた。九条頼経と北条得宗との緊張が高まった寛元三年（一二四五）十月に良禪は鎌倉に赴き、翌年四月まで、頼経のために金輪法を修したり、如法經十種供養や報恩舍利講・尊勝陀羅尼をつとめたほか、五壇法中壇を勤仕した。そして、寛元四年七月に九条頼経とともに帰洛したと考えられる。頼経と同心帰洛した僧

侶については鎌倉での所職が没収されているので、良禪についても平泉惣別当職が剝奪されたのは確実だろう。ただし、二人惣別当という不自然な体制が、寛元四年まで維持されていたかどうかは不明である。

以上、推測に頼った部分が多いが、議論を整理すると次のようになる。①良信は建保五年（一二二七）六月に、印鏡が改易された後任として平泉惣別当に補任された。②建保七年正月の実朝暗殺という緊急事態に対処するため、鎌倉幕府は三寅の招へいを実現したが、その際、幕府は良禪を平泉惣別当に補任することで、慈円と九条道家に対する謝意を示した。③平泉惣別当による統治がなお不安定であったため、幕府は良信を惣別当に留任させて平泉諸寺の支配に当たらせた。一方、良禪は自分の奉行として、宗円を平泉に派遣した。④九条道家の猶子であり、また九条家で慈円の法流を継承する僧侶でもあった良禪は、未受戒の少年であったが、将来的に三寅を護持する役割を担うということで、慈円らによって推挙された。⑤寛元四年七月に良禪が九条頼経と同心帰洛したため、その平泉惣別当職は幕府に没収され、良信だけが惣別当として残った。⑥建長五年（一二五三）五月、良信は死没直前に、勝長寿院別当と平泉惣別当を嫡弟の最信に譲り、それが幕府によって認められた。⑦東密の定豪と定親が平泉惣別当に補任された事実は存在しない。

第三章 弘長二年四月一日座主下知状について

次に「弘長二年座主下知状」（『平泉』二七号）の検討に移ろう。これを紹介した佐々木邦麿氏は、後世の写本であるため、本史料は文章表現などに難があるものの、鎌倉時代の中尊寺・毛越寺に関する基本史料と位置づ

けた。そして、これをもとに石田一良氏の中尊寺釈迦堂説に疑義を呈している⁽³²⁾。また、佐藤健治氏は、平泉惣別当体制から毛越寺が離脱した要因を探るため「弘長二年座主下知状」をとりあげ、中尊寺優位の惣別当体制に対する毛越寺衆徒の不満がその背景にあったと推測した⁽³³⁾。しかし、こうした見解には従えない。「弘長二年座主下知状」は、内容的に鎌倉時代のものとは考えられないからだ。私がそう判断した理由は、以下の七点二〇項目である。

第一に、「座主下知状」によれば、中尊寺と毛越寺、および中尊寺内の天台方別当と真言方院主などが「十六通」の文書を応酬しあい、「八箇年」の相論の末に「座主仰」によって裁決されている。ここでの相論は、惣別当と院主、衆徒と院主、惣別当と衆徒、中尊寺衆徒と毛越寺衆徒、毛越寺衆徒と惣別当などの対立であり、その内容は極めて複雑で、且つ多様である。弘長二年(二六二)の「八箇年」前ということは、建長七年(二二五五)に裁判が始まったことになる。つまり、建長七年から弘長二年まで、中尊寺・毛越寺の寺内諸勢力は四分五裂しながら、某座主のもとで激しいやりとりを繰り返してきたことになる。もちろん、そこには惣別当も訴訟主体として関与していた。

ところが、「文永元年関東下知状」によれば、「当別当不法之条、建長六年衆徒進申状^畢」とある。中尊寺・毛越寺衆徒は建長六年から平泉惣別当最信の不当懈怠を鎌倉幕府に訴え、その裁許が文永元年(二二六四)に出ている。つまり、両寺衆徒は建長六年(二二五四)から文永元年(二二六四)まで一一年間にわたって、平泉惣別当の懈怠を一致協力して鎌倉幕府に訴えていた⁽³⁴⁾。ところが「座主下知状」によれば、そのうち建長七年から弘長二年(二二六二)までの八年間は、惣別当も含めた寺内諸勢力が某座主のもとで、四分五裂の争いを展開した

ことになる。①「文永元年関東下知状」での両寺衆徒の結束ぶりとは、「座主下知状」にみえる寺内諸勢力の混乱はあまりにも対照的であり、二つの史料を両立させるのは困難である。しかも、②中尊寺・毛越寺は鎌倉幕府―平泉惣別当のもとにある。鎌倉幕府を差し置いて、両寺にまつわる利害調整を行える寺院が、鎌倉時代に存在しうはずがない。文永・弘長の裁判は、いずれも幕府に提起されるべき案件である。二つの訴訟のうち、一方を幕府に訴え、もう一方をなぜ某座主のもとに訴えたのか、その理由の説明がつかない。

第二に、「弘長二年座主下知状」は書止が「依_二座主仰_一、下知如_レ件」となっているが、この「座主」がどこの座主なのか、特定することができない。中世の座主といえは、天台座主、醍醐寺座主、大伝法院座主、金剛峯寺座主、法性寺座主、石山寺座主、観心寺座主などが思い浮かぶが、可能性が高いのは天台座主であろう。佐々木邦麿・佐藤健治氏もこれを天台座主と解している。しかし、この文書を天台座主下知状とみることはできない。その理由は、以下の五項目である。

①下知状が出された弘長二年（二二六二）の天台座主は青蓮院門跡の尊助であるが、その前の座主は梶井門跡尊覚であった。『天台座主記』によれば、尊覚は建長元年（二二四九）九月五日に天台座主に補任され、正元元年（二二五九）三月二十六日に園城寺戒壇をめぐる混乱の責任をとって辞任し、同日に青蓮院尊助が座主に任じられている。「弘長二年座主下知状」は、建長七年より「八箇年」にわたる審議によって裁決されたと記しているが、その間に天台座主は梶井門跡の尊覚から青蓮院の尊助に交代した。鎌倉時代の延暦寺では、天台座主に就任したとしても居所を移すわけでもなく、京都にある門跡の住坊がそのまま座主の住坊となるだけだ。座主が延暦寺に行くことすら、めったにない。こうした中世天台座主の実態からすれば、梶井門跡から青蓮院門跡

へと座主が交代する中であって、「八箇年」にわたる訴訟を天台座主のもとで継続することは不可能である。

②裁許の権能は、保護の義務と表裏一体である。もしも天台座主が中尊寺・毛越寺の争いを裁許する権限をもっていたのであれば、経済的な負担もしているはずだ。鎌倉中期の中尊寺・毛越寺は堂舎が激減しており（『平泉』二八号）、その修復は喫緊の課題であった。とすれば、惣別当や鎌倉幕府だけでなく、天台座主にも堂舎修復の支援を求めたはずだ。しかし、『天台座主記』はもとより、『阿婆縛抄』『門葉記』に中尊寺・毛越寺の記事はいつさい出てこない。両寺からの末寺役の納入記録も、堂舎修復のために訪い（寄付）を出した記事も存在しない。鎌倉時代の天台座主も、梶井・青蓮院門跡も、中尊寺・毛越寺に対して政治力を行使できるような存在ではない。

③「文永元年関東下知状」によれば、衆徒が「当寺者伝³⁵園城寺之法」と述べている。北条時頼・時宗の時代は一般的に、園城寺―鎌倉幕府と延暦寺とがきびしい対立関係にあった。鎌倉幕府の支援によって園城寺戒壇独立が百年ぶりに再燃し、正嘉元年（一二五七）から弘長二年（一二六二）まで、延暦寺と園城寺は激しい角逐を繰り返している。この戒壇独立を主導したのが鶴岡八幡宮別当隆弁である。北条時頼から絶大な信頼を得た隆弁は、東国仏教界の長であるだけでなく、その意向は幕府の宗教政策にも大きな影響を及ぼして、鎌倉幕府はきびしい延暦寺敵視政策を展開した。³⁵「文永元年関東下知状」の「当寺者伝³⁶園城寺之法」の発言は、幕府―隆弁におもねることで、山門派の惣別当（最信）の不当さを印象づけようとした可能性が高いが、それはともかくとして、話を「座主下知状」に戻せば、鎌倉幕府が峻厳な延暦寺敵視政策をとっていた時期であった以上、少なくとも真言方院主は、訴訟を幕府法廷に持ち込んだ方が裁判を有利に進めることができたはずだ。それを

選ばず、天台座主のもとの裁判に応じた理由が説明できない。

④ 「弘長二年座主下知状」の奉者は栄眼法眼と明真法眼であるが、中世史料でこの二人の存在を確認することができない。『門葉記』をはじめとする諸史料では、尊助とその側近の記事が多くみえるが、そこにこの二人は登場しない。ただし、青蓮院の慈賢・良快・慈源の伴僧をつとめた明真という僧侶が実在しており、この人物が青蓮院尊助の奉者となった可能性もある。彼は功德院僧正快雅の灌頂の弟子で、生没年は不詳、公名は大納言である。ただし、この明真は貞永元年（一二三三）段階ですでに律師であり、寛元元年（一二四三）には「明真僧都」と出てくるので、本史料に登場する「法眼明真」ではあり得ない。僧官位に齟齬があるうえ、学僧と坊官の違いもある。このように、本史料の奉者二人の存在を確認することができない。

⑤ 「弘長二年座主下知状」は「依座主仰、下知如件」との書止であるが、平安・鎌倉時代に天台座主の命令が、こうした下知状形式で出された事例はほかに存在しない。弘長二年の天台座主は尊助法親王であるが、現存する彼の発給文書はすべて令旨形式である。書止は「座主宮令旨所候也、仍執達如件」「依座主宮令旨、執達如件」「座主宮御気色所候也、仍執達如件」となるか、「之由、所被仰下也、仍執達如件」「之由、重所被仰下也、仍執達如件」である。⁽³⁸⁾「座主」は「座主宮」とすべきだし、「仰」も「御気色」「令旨」の方が望ましいが、何よりも「下知如件」に違和感が残る。「弘長二年座主下知状」は文書様式からしても不審である。

第三に、「座主下知状」第八条は次のように記す。

惣別当僧正事、当住職之一臘、為器量之仁由、衆徒雖令評奏、不可被任六十歳以下、大僧都五

十歳以下亦同有_レ限、

惣別当は住職一藤で器量の仁であるとして、衆徒が僧正への補任を「評奏」するという。これは鎌倉時代の在り方として考えられない。その理由は以下の四項である。

まず、①鎌倉時代の僧正の地位は非常に高い。『釈家官班記』によれば、僧綱の俗官相当について朝廷は弘安八年(二二八五)に僧正を参議に准ずると規定したし、建武二年(一三三五)には大僧正を二位大納言、僧正を二位中納言、権僧正を三位参議に准ずると定めている。⁽³⁹⁾僧正は公卿に相当する地位であった。しかも朝廷は、鎌倉時代を通じて僧正の定員制を維持しようとしている。平安末より一般僧綱の定員制が破綻するが、僧正だけは鎌倉時代を通じて定員が意識されており、僧正を新任するときは現任僧正を辞任させる措置を朝廷がとっている。⁽⁴⁰⁾このように鎌倉時代の僧正は公卿に匹敵する地位であり、朝廷は僧正の定員をできるだけ遵守することでその権威を維持しようとしていた。鎌倉時代に地方寺院の住僧が僧正に任じられることはあり得ないし、衆徒が僧正補任を朝廷に推薦することもあり得ない。

②僧正となるには公請の実績が必要だ。公請とは院・天皇や朝廷の要請にもとづく祈りをいう。その依頼なしに勝手に国家祈禱を行っても公請ではないし、鎌倉幕府のための祈禱や將軍祈禱も公請とはみなされない。鎌倉時代に京都以外の僧侶の官位昇進が困難であったのは、この公請に原因がある。散位僧綱の法橋・法眼は売官によって入手することが可能であったし、法橋・権律師・権少僧都については永宣旨僧綱が認められる寺院も次第に増えたが、それ以上の僧官位については公請の実績が必要である。鎌倉幕府の場合、建長四年(一二五二)宗尊親王を將軍に迎えたため、將軍祈禱はようやく公請の認定をうけることが可能となったが、それ

でも、それを公請と認めない考えも強かった。

たとえば『伏見天皇日記』正応五年（二二九）二月二十六日条によれば、「親玄者頼助之門弟、大僧正辞退替、
 举_二申之、曾無_二公請之勞_一、其身居_二住閑東_一、超_二数輩之上_一、昇_二極官_一之条、雖_レ不_レ可_レ然、近日之風儀無力事
 也」と述べている。鎌倉真言派の中心人物である頼助が、大僧正を辞任する代わりに親玄（大納言久我通忠息を
 権僧正に任ずるよう求めたものであるが、治天の君である伏見天皇は、「鎌倉に居住し公請実績のない親玄を、
 幕府の圧力で権僧正に補任するのは残念だ」と述懐している。親玄は將軍久明親王や、得宗貞時のために祈禱
 を続けてきたが、伏見天皇はそれを公請とは認めなかったのだ。また、醍醐寺関係の史料である「正嫡相承秘
 書」によれば、親玄は幕府の推挙を得て永仁五年（二二九七）に醍醐寺座主職を競望したが、ここでも「依_レ無_二
 公請之勞効_一」⁽⁴²⁾って伏見天皇によつて補任を拒否されている。このように、鎌倉での親王將軍への祈禱ですら
 「公請」と認定されず、朝廷は僧正や座主の就任に難色を示した。こういう時代状況のなかで、奥州平泉の住
 僧が僧正に登用されることなど、あり得ない。

③鎌倉時代の平泉惣別当は、賢祐―印鏡―良信―良禪―最信―盛朝―実助―春助―定助―朝演の一〇名が確
 認できるが、⁽⁴³⁾このうち僧正に任じられたのは良信・良禪だけだ。そのほかは、法印が最信・盛朝・実助の三名
 で、僧都が春助であるが、残りの四名は凡僧に過ぎない。少なくとも「弘長二年座主下知状」⁽⁴⁴⁾が出されて以降、
 僧正に任じられた者は鎌倉時代の平泉関係者には存在しない。

④御成敗式目第四〇条は自由昇進の禁止を定め、幕府管轄下の僧侶が「免許」なく官位昇進することを禁じ
 ている。⁽⁴⁴⁾御家人と同様に、鎌倉幕府が管轄する寺社の僧侶については、僧官位昇進に幕府の了解が必要であつ

た。ところが「弘長二年座主下知状」は、衆徒が惣別当の僧正補任を直接朝廷に「評奏」するよう公的に定めており、幕府の「免許」については言及がない。これを鎌倉時代の史料と認めることは困難である。

第四に、「弘長二年座主下知状」第一条は、「中尊寺者、永久五年奥羽之被_レ補_二惣別当_一、(中略)天治三年四月日、惣別当已講僧正慶源賜_二遮那授法之印_一、連久相承、而兩州惣法務之道場所見也」と述べている。この記事には問題が三つある。①建武元年(一一三三)八月中尊寺衆徒申状(平泉六一号)によれば、「関東御代、始被_レ補_二惣別当_一」とあり、平泉惣別当は鎌倉時代になって初めて登場したものである。永久五年(一一一七)に惣別当が中尊寺に置かれた事実は存在しない。

②前掲引用に「惣別当已講僧正慶源」が登場する。この慶源(一〇四五?)は権中納言藤原資仲の子である。延暦寺の僧侶で、房号は双巖房。最勝講や法勝寺八講の聴衆に出仕したあと、寛治五年(一〇九二)天台二会講師を勤仕した。また、延暦寺の理智房広算法印権大僧都(一〇一三〜八〇)より伝法灌頂をうけ、広算や仁寛座主が安鎮法を修したときに慶源は伴僧をつとめている。⁽⁴⁵⁾ただし『僧綱補任』によれば慶源は已講どまりであって、僧正はおろか、僧都・律師にすら任じられていない。慶源は惣別当でもなければ、僧正でもないため、「惣別当已講僧正慶源」の表記はあり得ない。

しかも、③平安・鎌倉時代の已講は、律師に登用される前段階の有職凡僧の階位である。それゆえ、已講と僧正の号が並び立つことはあり得ない。南北三会制度が崩壊した近世になると、「正観院已講僧正真純」「習禪院已講法印大僧都詔胤」「法印已講快舜」のように「已講僧正」「已講法印」が登場するようになるが、中世仏教においては已講と僧綱の併称はあり得ない。「已講僧正慶源」とは、中世の已講概念が忘れられた時期のもの

のであるはずだ。

第五に、「弘長二年座主下知状」第九条は、「至大法^(一)者者、台言共有^(二)法式、未灌頂僧堅不^(三)可^(四)許^(五)入堂、亦秘中之行法、互令^(六)破論、或陰笑、堅可^(七)令^(八)停止焉」と述べ、大法を勤修する際は「未灌頂僧」の入堂を厳禁するとともに、天台・真言で互いの大法の勤修方法を批判・揶揄するのを禁じている。これまた、鎌倉時代にあり得ない規定である。一般に密教修法では、壇の威儀や伴僧の数などによって、大法・准大法・小法・護摩・供の五ランクに分かれるが、このうち大法は勅許なしに行うことができず、室町幕府ですら大法を容易に実施することができなかった。⁽⁴⁷⁾

ちなみに、『公衡公記』弘安十一年(二二八八)三月二十八日条によれば、西園寺公衡はおのれの重厄を払うため、一族の道耀僧正に普賢延命法の勤修を依頼し、道耀もそれを了承した。ところが仁和寺御室性仁は「臣下のための大法勤仕は例がない」としてそれを抑留し、父親である治天の君(後深草院)がそれを認めるよう指示したのも拒否し、結局「両三度」にわたる説得でようやく大法勤仕を認めている。鎌倉時代において、大法の勤修はこれほどセンシティブなものであった。

しかも、大法を修するには、京都で知法の僧から修法を伝授される必要がある。鎌倉で大法を実施できたのは、弘安九年(二二八六)源恵による熾盛光法(山門四箇大法)が最初であり、東密の大法は正応三年(二二九〇)に頼助が大北斗法を修したのが初めてであるが、源恵(九条頼経息)の場合は、従兄の道玄(二条良実息)が台密修法を教授したし、頼助の場合は北条時宗の直接の依頼によって仁和寺法助が仁和寺御流を伝授した。⁽⁴⁸⁾ こうした特別な機縁がなければ鎌倉の僧徒ですら、大法の勤修次第を伝授されることはむずかしい。まして、鎌倉で大法

を实修できていない弘長二年(二二六)段階に、中尊寺や毛越寺で大法を勤修することはあり得ない。

第六に、「弘長二年座主下知状」は一貫して「別当」の寺内居住を前提とした規定になっている。たとえば、①第八条は「任職之一臘」「器量之仁」たる別当を、僧正に任じるよう衆徒が朝廷に奏聞すると規定している。つまり、別当は寺僧から選任されるのである。しかし、鎌倉時代において、中尊寺・毛越寺の寺僧が惣別当に任じられた例は存在しない。鎌倉に常住し現地に赴かないまま莫大な得分を貪るのが平泉惣別当であり、惣別当は幕府による奥州支配の苛酷さの象徴的存在である。それだけに両寺衆徒は、堂塔修理の怠慢をねばりづよく幕府に訴えることで、惣別当を、少しでもあるべき姿に近づけようと苦しい戦いを強いられてきた。そのことからすれば、寺僧一臈が別当であるとする「弘長二年座主下知状」は、鎌倉時代の中尊寺・毛越寺の実態から懸け離れている。

ほかに、第二条・第五条・第一〇条・第一二条も、別当の寺内居住を前提とした規定になっている。鎌倉時代の惣別当は奥州不在であるため、寺内行事の細かな差配を惣別当が行うことはあり得ないが、②第二条は導師を「別当」が差配すると定め、「別当」に「故障」があつたときには「院主」が差配し、別当・院主が出動できない時は「一老坊」が決定するとなっている。③第一〇条は中尊寺・毛越寺合同の顕教法会の際、論題を「別当可_レ出_レ之」と規定しているし、④第一二条では、伊沢八幡宮の放生会には「別当・衆徒」が先例どおり参加するよう、定めている。⑤第五条の月次問答講の規定では、台講の時は院主が調義し、言講の時は別当が調義し、中尊寺・毛越寺問講の時は「講師者両寺別当可_レ調義」と定めている。⁽⁴⁹⁾これらはいずれも、別当の寺内居住を前提とした規定であり、鎌倉時代の中尊寺・毛越寺の実態と甚だしく乖離している。ちなみに、⑥

第五条に登場する「調義」の語は、戦国期以降に登場する語であって、管見の限りでは鎌倉時代の文献でその用例を確認することができなかった。

第七に、「弘長二年座主下知状」第一五条によれば、近年「阿寺空坊」が増加しているため、「住持職」を委任するよう定め、空坊の兼帯については七ヶ年、一人「三箇坊」に限ってそれを認めている。ところが「文永元年関東下知状」によれば、破壊・顛倒のため阿寺の堂舎は四十余宇に減ったと歎いている。文治五年（一一八九）に源頼朝に提出された寺塔注文によれば、中尊寺が堂宇四十余宇、禅坊三百余宇、毛越寺が堂塔四十余宇、禅房五百余宇であったので、鎌倉幕府の支配下に入って七五年で平泉の堂塔はほぼ半減した。堂舎が半減すれば仏事も大幅に減り、仏事が減れば寺僧が余剰となるはずだ。ところが「座主下知状」は空坊の多さと寺僧の不足に悩んでいる。このような贅沢な悩みをかかえる「弘長二年座主下知状」と、堂舎の半減に苦しんでいる「文永元年関東下知状」とは、内容の齟齬があまりに大きい。この二つの史料は年紀の違いが二年半しかなく、これらを両立させることは不可能である。

以上の七点二〇項目の疑問からして、「弘長二年座主下知状」は鎌倉時代の史料とは認めがたい。佐々木邦麿氏は、寛文五年（一六六五）に中尊寺が寛永寺の直末寺となった前後に、真言院主方と天台衆徒との間で内紛が続いており、その時に本史料が書写されて中尊寺側から提出された、と推測している。実際はその時に書写されたのではなく、むしろその時に本史料が作文されたと考えるべきだろう。

おわりに

以上、鎌倉時代の平泉惣別当について基礎的事実の確認を行ってきた。本稿で明らかになったことを、まとめておこう。

1 鎌倉幕府は平泉諸寺を統括するため、鎌倉在任の幕府僧を平泉惣別当に任じた。二代惣別当印鑱は堂塔修理を怠り数十字が破壊・顛倒したため、平泉の寺僧たちは離寺してそれに抗議した。その結果、印鑱は建保五年（一二二七）六月に改易され、幕府はその後任として鎌倉山門派の良信を惣別当に補任した。しかし良信の統治はなお不安定であり、良信は敵対的な僧侶を鎌倉に召喚し、幕府に訴えて処罰しようとした。

2 建保七年正月に鶴岡八幡宮別当公暁が將軍実朝を暗殺した。そこで幕府は朝廷と交渉し、西園寺公経と慈円の尽力で撰家將軍の実現にこぎつけ、九条道家の息三寅を招へいすることになった。その際、幕府は良禅を平泉惣別当に補任することで、慈円と九条道家に対する謝意を示した。

3 良禅は九条兼実の孫であり、太政大臣良平の子である。また九条道家の猶子であり、九条家で慈円の法流を継承する僧侶でもある。彼はいまだ未受戒の少年であったが、将来的に三寅を護持する役割を担うということで、慈円らによって推挙された。その結果、平泉惣別当は良信・良禅の併任という異例の体制となった。平泉の支配が不安定だったため、実質的統治は良信が引き続き行ったが、良禅は奉行として宗円を現地に派遣した。無理な求めに従った良信をねぎらうため、幕府は貞応三年（一二二四）に良信を勝長寿院別当に任じた。

その官位も法橋から権少僧都・法印と瞬く間に昇任し、良信は最終的に権僧正となった。

4 一族の葉室光親が承久の乱で処刑されたのを機に、光契は知己の忠快を頼って鎌倉に赴いた。光契はやがて良信の腹心となり、延応年間に現地で平泉諸寺の運営に当たった。

5 九条頼経と北条時頼との権力争いが緊迫化した寛元三年(一二四五)に良禪は鎌倉に下向し、頼経の護持祈禱に従事した。しかし翌年七月に宮騒動で九条頼経が鎌倉から追放されると、良禪も同心帰洛した。そのため、良禪の平泉惣別当職は幕府に没収され、良信だけが惣別当として残った。

6 建長五年(一二五三)五月、良信は死没直前に、勝長寿院別当と平泉惣別当を嫡弟の最信に譲り、それが幕府によって認められた。最信をはじめ親源・良明・静宴・禪信・俊承・雅賢など、良信の弟子の多くが鎌倉で活動した。

7 鎌倉時代の平泉惣別当は、賢祐―印鏡―良信・良禪―最信―盛朝―実助―春助―定助―朝演の一〇名である。東密の定豪と定親が平泉惣別当に補任された事実は存在しない。

8 佐々木邦麿氏が紹介した弘長二年四月一日座主下知状(陸奥仙岳院文書・瑠璃光院文書)は、その内容が鎌倉時代の平泉惣別当や中世仏教の在り方から甚だしく乖離している。これを鎌倉時代の史料として認めることはできない。

私にとって本稿は、鎌倉真言派研究の一環である。定豪・定親の事蹟を確定する必要に迫られたため、改めて平泉惣別当を取り上げて検討してみた。本稿は奥州平泉や平泉惣別当の研究としては多くの課題を残しているが、東国鎌倉の顕密仏教と鎌倉幕府という私の問題関心から必要最小限の検討を行った。これが平泉研究の

一助になれば幸いである。

これからも、鎌倉山門派・寺門派・真言派の全容解明に向けて、一歩ずつ着実に歩んでゆきたい。

注

- (1) 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国史談話会雑誌』一七号、一九七四年)。以下、遠藤氏についての言及はすべてこの論考に依っている。
- (2) 大石直正「鎌倉時代の平泉」(『平泉町史 総説・論説編』平泉町、一九八八年、一四五頁)、『日本歴史地名大系 岩手県の地名』(平凡社、一九九〇年)
- (3) 拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇年)、同「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(『藪田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年)
- (4) 佐藤健治「平泉惣別当体制と中尊寺衆徒・毛越寺衆徒」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上、高志書院、二〇〇五年)。以下、佐藤氏に関する言及はすべてこの論考に依っている。鈴木亜紀子「正和二年中尊寺衆徒申状について」(『中尊寺仏教文化研究所論集』創刊号、一九九七年)、菅野文夫「中尊寺文書正和二年衆徒申状の周辺」(『藪敏裕編『平泉文化の国際性と地域性』汲古書院、二〇一三年)、同「鎌倉時代中尊寺略史の試み」(『岩手大学文化論叢』九、二〇一七年)。
- (5) 貞応三年三月日円隆寺梵鐘銘写。ただし『平泉町史 史料編一』二四号は「貞応三年(歳次日中)三月日」とするが、『鎌倉遺文』補遺八四五号は「貞応三年(歳次甲申)二月日」とする。なお、円隆寺は毛越寺金堂をいう(『吾妻鏡』文治五年九月十七日条)。
- (6) 遠藤巖氏は、定豪が良信を勝長寿院別当に吹挙した可能性を想定しているが、その推測も成り立ちがたい。ここで勝長寿院別当の変遷を確認しておく、承久二年(一二二〇)正月に、鶴岡八幡宮別当慶幸(寺門派)が死没したため、定豪は勝長寿院別当から鶴岡八幡宮別当に移り、勝長寿院別当に寺門派の内大臣僧都親慶が補任された。さらに、貞

応三年（一二二四）七月に親慶が没したのを承けて勝長寿院別に任じられたのが良信である。良信が定豪の後任であるなら吹挙の可能性も皆無ではないが、後任の後任として、東密僧が自分の弟子を差し置いて山門僧を吹挙するとは考えにくい。

- (7) 良全については、『尊卑分脈』第一篇七二頁、『血脈類集記』（『真言宗全書』三九卷一九九頁）、『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五八七頁・五八八頁）、『吾妻鏡』嘉禎元年六月二十九日条、寛元二年六月二日条などを参照。
- (8) 『明月記』建暦三年十月二十日条、元亨四年四月日大乘院門跡慈信置文（『鎌倉遺文』二八七三七号）、宮内庁書陵部蔵「青蓮院系図」（五一二函二八号）。なお、顕密仏教界における「禪師」の用例については、拙著『鎌倉仏教と専修念仏』（法藏館、二〇一七年）五〇二頁を参照。
- (9) 遠藤巖「平泉惣別当譜考」（『国史談話会雑誌』一七号）、菅野文夫「鎌倉時代中尊寺略史の試み」（『岩手大学文化論叢』九）
- (10) 良禪は嘉祿三年五月の最勝講聴衆のあと、安貞二年十月の慈源の入室儀礼で、「左大臣已講良禪」として登場し、寛喜二年八月の慈源出家の記事に、「左大臣法眼良禪」、貞永元年五月の最勝講で、「法印良禪」、暦仁元年の九条良平施入状に「権僧正良禪」として登場する（平岡定海『東大寺宗性上人の研究並史料』上（日本学術振興会、一九五八年、七七頁・八四頁）、『門葉記』巻一〇〇（『大正新脩大藏經 圖像部』第一二卷七一頁・七三頁）、『鎌倉遺文』五三三五号）。ちなみに、『民経記』安貞二年十月二十六日条に「良禪」が権律師に補された記事がみえるが、この良禪は東密の僧侶である（『後七日法私記』（『大日本史料』第四編一四、九五―頁））。
- (11) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』第二、五八八頁）。また拙稿「定豪と鎌倉幕府」（大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年）を参照。
- (12) 『阿婆縛抄』（『大正新脩大藏經 圖像部』第九卷三四八頁）
- (13) 『尊卑分脈』第二篇九八頁、『天台座主記』建暦元年四月四日条、『阿婆縛抄』（『大正新脩大藏經 圖像部』第九卷一二二頁・八四七頁・八四九頁・九三四頁・九三六頁）

(14) 『阿婆縛抄』(『大正新脩大藏經 圖像部』第九卷九三六頁)

(15) 『尊卑分脈』第二篇九八頁によれば、光契には真昭権律師と良顕権律師という二人の子があり、いずれも山門僧であったという。一方、『吾妻鏡』正嘉二年六月四日条によれば、勝長寿院再建供養の職衆に「権律師良顕」の名がみえる。光契が良信の腹心であったこと、また良信が勝長寿院別当であったことからすれば、この良顕が光契の子であり、良信の弟子となつて勝長寿院の供僧になつた、と考えられる。

(16) 文永九年段階の惣別当を最信とする点で、遠藤巖氏と私の意見が一致しているため、本文ではその論拠を示さなかつたが、ここで改めて確認しておく。文永元年(一二六四)十月二十五日関東下知状は、「当別当不法之条、建長六年衆徒進_三申状_一畢」と記しており(『平泉』二八号)、堂塔修理について今の別当が「不法」であると、衆徒が建長六年(一二五四)に訴えている。このことは、建長六年から文永元年十月までの平泉惣別当が同一人物であることを示している。そして、建治三年(一二七七)六月に最信は堂塔修理の怠慢を理由に改易された(『平泉』六一号)。文永元年以来の衆徒と惣別当との相論がこれで決着したのである。このことは、建長六年から建治三年六月までの平泉惣別当が最信であったことを物語っている。以上から、文永九年段階の平泉惣別当を最信と確定することができる。

(17) 『阿婆縛抄』(『大正新脩大藏經 圖像部』第八卷五頁)。良信については拙稿「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(『日本仏教の史的展開』)。忠快については、速水侑「鎌倉政權と台密修法」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)、安齋貢「忠快小論」(『日本文学研究』四三、二〇〇四年)、角田文衛「平家後抄」下(朝日新聞社、一九八一年)を参照。

(18) 「師資相承血脈」乾六〇紙(東京大学史料編纂所蔵写本、請求記号四一六一三〇)

(19) 最信については拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇)を参照。ただし旧稿では、『吾妻鏡』文応元年八月八日条の「勝長寿院法印」と、『同』弘長元年二月二十日条「俊承(勝長寿院法印弟子)」にみえる「勝長寿院法印」をいずれも尊家と解していた。しかし、俊承が良信の弟子であることが判明したため(「師資相承血脈」乾六〇紙)、この二つの記事の「勝長寿院法印」は、最信と考えるのが適切である。それゆえ、旧稿で

の「最信の宗教活動に関わる事績は全く伝わっていない」との記述は誤りである。本文のように訂正したい。また、『隣女和歌集』（『群書類従』第一四輯四四三頁）を参照。

(20) 『尊卑分脈』第一篇三二七頁、『吾妻鏡』建長五年五月二十三日条、『門葉記』卷一四・卷八三（大正新脩大藏經 図像部 第一卷一四五頁、六五一頁・六五二頁）、卷一三七（同）第一二卷三三六頁。なお、『吾妻鏡』建長四年五月七日条でも「太政法眼親賢（吉川本）大臣法眼親源」が祈雨祈禱を行っており、この人物が良信の弟子の親源であった可能性もある。

(21) 良明・禪信・静宴はともに生没年・出身が不明である（『吾妻鏡』正嘉元年九月十六日条、正嘉二年六月四日条）。
 (22) 俊承・雅賢はともに生没年・出身が不明である（『吾妻鏡』弘長元年二月二十日条）。延暦寺には文永七年（一二七〇）六月会で探題をつとめた俊承僧都がおり、経歴も近いが、「住侶学頭」であるため、この人物が良信の弟子かどうかは保留とした（『天台座主記』正元二年正月十一日条、文永七年五月二十七日条、六月十八日条など）。

このほか、性淵は極楽房最寛の弟子でもあり、最寛より極楽房を相承した。師の最寛は青蓮院慈円や梶井弁雅、妙法院実全の伴僧を勤仕した人物である（『師資相承血脈』乾五九紙、『門葉記』卷二九（大正新脩大藏經 図像部 第一卷二八八頁）、卷九七・卷二二五（同）第一二卷六〇頁・二二一頁）、『阿婆縛抄』（大正新脩大藏經 図像部 第九卷九三〇頁）、『天台座主記』承元三年三月十六日条、建暦元年四月四日条）。そして、性淵は寛喜元年（一二二九）には梶井門徒の中心人物の一人であったし、のちに妙法院尊性法親王の側近となった。承元五年（一二二二）後鳥羽院の日吉行幸の際、番論義の論匠として登場したのが初見であり、安貞二年（一二二八）延暦寺六月会の講師の請定をうけた。尊性の座主辞任によってそれを辞退したが、貞永元年（一二三三）に講師をつとめて権律師に補されている。さらに暦仁元年（一二三二）には尊性の勳賞の譲りて権少僧都に補された（『天台座主記』承元五年九月九日条、暦仁元年五月二十三日条、『明月記』寛喜元年八月八日条、『民経記』貞永元年五月十一日条）十七日条・二十三日条・二十四日条、二十六日条）二十八日条、天福元年五月十九日条・二十日条。良信と性淵との関係を明らかにできなかったが、良信の師の忠快は最寛と親しかったし、晩年に梶井門跡承円に近侍することが増えている。こうした忠

快と最竟との交流のなかで、良信と性淵とが師弟関係を結ぶようになったのだろう。

- (23) 『門葉記』 卷二二八(大正新脩大藏經 圖像部 第一二卷二四六頁)、「華頂要略」卷一四五上(京都府立京都学・歴史館蔵)。良禪については、拙稿「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(『日本仏教の史的展開』)、同「建永の法難と九条兼美」(同『鎌倉仏教と専修念仏』)を参照。

- (24) 『門葉記』 卷六四(大正新脩大藏經 圖像部 第一一巻五五六頁)、『吾妻鏡』 寛元三年十月九日・十二日・晦日条、『五壇法日記』(『続群書類従』 第二六輯上、九〇頁)

- (25) 誉田慶信「唱導相仁と源忠已講」(同『中世奥羽の仏教』高志書院、二〇一八年)、菅野成寛「平安期の奥羽と列島の文化」(入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書店、二〇一〇年)。同時代に延暦寺の相仁と、園城寺の相仁(藤原家基息)がいたが、天台二会已講の相仁は延暦寺の相仁であり、この人物が中尊寺の供養に出席した。彼は中尊寺供養の翌年正月に御齋会番論義に参加しているので、平泉には一時的な下向ということになる(『中右記』 大治二年正月八日条・十四日条)。

- (26) 『尊卑分脈』 第一篇二二四頁、『兵範記』 仁平四年二月四日条、久寿二年六月八日条、仁安元年九月六日条・七日条・十日条、仁安二年三月二十六日条、四月二十六日条、七月二十六日条、仁安四年三月二十七日条、嘉応元年八月十八日条、応保二年後七日御修法請僧交名(大日本古文书『東寺百合文書』ろ函一号)、『法勝寺御八講問答記』(『東大寺宗性上人の研究並史料』 上、一四七頁〜一五〇頁)、『吾妻鏡』 文治五年九月十一日条・十七日条。源忠は天台二会の請をうけたため「已講」と称しているが、実際には天台二会講師をつとめていない。

- (27) 良信の師である忠快は、青蓮院覚快法親王の入室の弟子であり、建永二年二月までは慈円・真性の伴僧をつとめていた。しかし、これ以降は梶井門跡の承円の伴僧勤仕が増え、青蓮院との関係が消えてゆく。そのため、その弟子の良信も梶井系と判断した。

- (28) 『吾妻鏡』 建保七年二月十三日条、閏二月十二日条、三月十五日条、七月十九日条、年月日闕慈円書状(西園寺公経宛)(『鎌倉遺文』 二六九八号)、『愚管抄』(日本古典文学大系、三一五頁・三三六頁)。なお上横手雅敬『鎌倉時代政

- 治史研究』（吉川弘文館、一九九一年、七九頁）、多賀宗隼『慈円の研究』（吉川弘文館、一九八〇年、二四六頁）、木澤景「日本思想における「観ること」の問題の側面」（『国士館哲学』一六、二〇一二年）を参照。
- (29) 『華頂要略』巻五上『天台宗全書』一六巻一（一六五頁）。護持祈禱の詳細については、拙稿「鎌倉幕府と延暦寺」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）を参照されたい。
- (30) 良信は承久の乱までは法橋であったが、貞応三年（一二二四）三月までに権少僧都に補され、元仁二年（一二二五）三月には法印に叙されている（『明月記』元仁二年三月二十九日条）。
- (31) 『門葉記』巻二三（『大正新脩大藏經 圖像部』第一巻二二七頁・二二九頁）
- (32) 佐々木邦磨「中尊寺における顕密宗旨の再検討」（『大正大学紀要 文学部・仏教学部』六〇、一九七五年、以下A論文と略記）、同「中世中尊寺における言家方の軌跡」（『天台学报』一七、一九七五年、以下B論文と略記）、同「中尊寺供養願文」供養堂宇に関する疑義」（『印度学仏教学研究』一三三巻二五号、一九七五年）
- (33) 佐藤健治「平泉惣別当体制と中尊寺衆徒・毛越寺衆徒」（『東北中世史の研究』上）
- (34) この訴訟はその後も継続され、文永九年にも幕府の裁許を獲得し、最終的に建治三年に惣別当最信が改易されて、その決着をみた。つまり、中尊寺・毛越寺は建長六年から建治三年まで二四年間にわたって協力しながら、惣別当最信の非法を鎌倉幕府に訴えつづけたことになる。
- (35) 拙稿「鎌倉幕府と延暦寺」（『中世の寺院体制と社会』）、同「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」（河音能平・福田栄次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）
- (36) 高橋富雄氏は、「当寺者伝園城寺之法」の文言は平泉が「寺門派所依の顕密兼学の寺であったことを明らかにしたものと評している（同「一・中世文書から見た平泉問題」〈豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、一九七三年、二五一頁〉）。しかし鎌倉時代の地方寺院は、上層部はともかくとして、衆徒の多くはむしろ宗派不明の僧侶たちによって構成されていた。その点で私は、先の発言を、実態を誇張して幕府に迎合した政治的発言と解した。

- (37) 明真については、『門葉記』巻一五八(『大正新脩大藏經 圖像部』第二卷四六八頁)、巻三(『同』第一二卷四四一頁)、「師資相承血脈」乾四三紙を参照。これ以外にも『門葉記』に記事が多い。
- (38) 弘長二年十一月日天台座主宮尊助法親王令旨案(鎌倉遺文)八八九九号、(文永四年)七月二十六日同令旨案(『同』九七四三号)、(文永五年)六月二十一日同令旨案(『同』一〇二六一号)、(弘長二年)九月四日同令旨案(『同』八八七〇号)、(文永四年)十一月十二日同令旨案(『同』九八〇〇号)
- (39) 『釈家官班記』(『訳注日本史料 寺院法』集英社、二〇一五年、四頁)
- (40) 拙稿「僧正の員数」(『訳注日本史料 寺院法』八三三頁)
- (41) 海老名尚「中世僧綱制の基礎的研究」(『学習院大学文学部研究年報』三九、一九九二年)
- (42) 永仁六年七月二十四日親玄申状(正嫡相承秘書)五〇紙、東京大学史料編纂所謄写本、請求記号二〇一六一四七八。なお、弘安七年(一二八四)に亡くなった法助が頼助に残した置文によれば(『鎌倉遺文』一五一四五号)、「一以便宜可被勤公請事/可望先途者、又可勤公請之条、理之所推也」とあるように、僧正への昇進を望むなら、京都での「公請」に心を配るよう述べている。ここでも「公請」は鎌倉での將軍祈禱を含んでいない。
- (43) 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国史談話会雑誌』一七号)、菅野文夫「鎌倉時代中尊寺略史の試み」(『岩手大学文化論叢』九)。なお、遠藤氏が一代とした「憲政」は固有名詞とは考えられないので、惣別当から除外した。また菅野氏が述べるように、正和三年には実助に代わって、新たな惣別当が任じられたと考えられるが、その人物は特定できない。朝宗は、かつて拙稿において、平泉惣別当として取り上げたが(拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇〇)、これは軽率であった。「定助令」他界之時、雖讓与件職於同舍弟助阿闍梨朝宗、於未安堵、送年序之刻、依闕東乱、遂電畢(『平泉』六一号)の記述からすれば、朝宗は舎兄定助から惣別当職を譲られたが、幕府から安堵されないまま鎌倉幕府の崩壊を迎えた、と考えるべきだろう。そのため本稿では、朝宗を惣別当から除外した。その後、朝宗は平泉と名越長福寺の権益を師の如意寺僧正兼助に譲り、双方の別当となった兼助の下で活動した。なお、正和四年に毛越寺の「別当前大僧正」が毛越寺学頭職の補任状を発給している(『平泉』五

四号)。惣別当体制の崩壊後、伊沢八幡宮が「鶴岡八幡宮別当僧正房御領」となっていたことからすれば、『平泉』四号)、この毛越寺別当は鶴岡八幡宮別当の房海前大僧正であった可能性が高い。ちなみに、幕府僧でこの時点で「前大僧正」であったのは、他に親玄・信忠・忠源・道潤・仁澄らがいる。

(44) 拙稿「免許」(『訳注日本史料 寺院法』八八八頁)

(45) 『尊卑分脈』第二篇一二頁、僧綱補任 寛治五年条(『大日本仏教全書 興福寺叢書』第一卷二一六頁)、『天台二会』

講師次第(『京都府立総合資料館紀要』一八号)、『安鎮法日記』(『群書類従』第二五輯下、四一七頁・四二五頁)、大日本古記録『中右記』寛治四年五月十八日条、寛治六年二月十九日条、『中右記 別巻』康和三年十二月三日条、

『為房卿記』寛治四年五月二十六日条(『大日本史料』第三編一、八五七頁)、『後二条師通記』寛治五年五月二十二日条、『師資相承血脈』乾三二紙。なお、佐々木邦磨氏は、慶源を藤原頼文の子で、承保三年(一〇七六)に園城寺頼豪

より伝法灌頂をうけ、応徳三年(一〇八六)に園城寺探題となった人物と想定しており(佐々木A B論文)、この点で私と意見を異にする。山門の慶源と寺門の慶源はいずれも顕密兼修の僧侶で、同時代の人物である。ただし、天台二会講師をつとめたのは山門の慶源であることから、『弘長二年座主下知状』に登場する慶源は山門派の慶源と判断した。

(46) 『新撰座主伝』(『続々群書類従』第二、四六〇頁・四三八頁)、慶長十五年九月六日快舞書状(『妙法院史料』第六巻、六一号)

(47) 『門葉記』卷一五四(『大正新脩大藏経 図像部』第二二卷四二三頁)、貞和四年記(『続群書類従』第二九輯下、三五〇頁)。また、上野進「室町幕府の顕密寺院政策」(『仏教史学研究』四三巻一号、二〇〇〇年)、大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(同「室町幕府の政治と宗教」塙書房、二〇一四年)、金正文「動揺する仁和寺御室」(『平雅行編』公武権力の変容と仏教界)清文堂、二〇一四年)を参照。

(48) 『門葉記』卷八(『大正新脩大藏経 図像部』第二二卷八六頁)、拙稿「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇)、『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二、六一七頁)、年月日闕法助置文案(『鎌倉遺文』一五一四五号)、拙稿「鎌倉真言派の成立―文覚・性我・走湯山―」(『京都学園大学 人間文化研究』四〇、二〇一八

年)

(49) ここでの「両寺別当」は、平泉惣別当ではなく、中尊寺別当と毛越寺別当の双方の別当を指す、と考えるべきだろう。

(50) 『吾妻鏡』文治五年九月十七日条

〔追記〕 本稿は平成三十一年度科学研究費助成「鎌倉真言派の展開と鎌倉幕府・朝廷の宗教政策」(課題番号一九K〇一〇〇七)の研究成果の一部である。